

## 細則Ⅳ 会員追加登録

(目的)

第1条 神奈川県還暦軟式野球連盟（以下「本連盟」という。）は、本連盟規約施行規則に基づき、追加登録する会員に関する事項について定める。

(会員)

第2条 会員とは、本連盟に登録するチームを構成する要件を満たす監督及び選手をいう。

(登録)

第3条 本連盟規約施行規則第5条に基づく会員追加登録を行うときは、本連盟所定の届出書に必要事項を記入のうえ、本部事務局に提出しなければならない。

2 本部事務局は、届出書を受理した時は、速やかに追加登録に必要な諸手続きを行わなければならない。

3 前項により、追加登録会員は、本部事務局が届出書を受理した日から、原則として、2週間の期間をもって、本連盟大会の適用に限り出場できるものとする。

(改廃)

第4条 この細則は、常任理事会の議を経て、改廃することができる。

附 則

1 この細則は、令和2年12月6日から制定施行する。